

中野区教育委員会会議録

令和2年第10回定例会

令和2年4月3日

中野区教育委員会

令和2年第10回中野区教育委員会定例会

○日時

令和2年4月3日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時50分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 渡邊 仁

○欠席委員

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

永田 純一

保育園・幼稚園課長

渡邊 健治

指導室長

宮崎 宏明

学校教育課長

板垣 淑子

子ども教育施設課長

塚本 剛史

子ども特別支援課長

石濱 照子

○書記

教育委員会係長 金田 英司

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

4人

○議事日程

1 教育委員会委員の議席の指定

2 議決事件

(1) 第23号議案 学校保健安全法第20条に基づく臨時休校の決定について

3 協議事項

(1) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について（学校教育課）

4 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

① 4月1日 区立小中学校校長等辞令伝達式

(2) 事務局報告

① 中野区教育委員会教育長職務代理者の指名について（子ども・教育政策課）

② 新年度における中野区立学校・幼稚園の臨時休業について（指導室、学校教育課）

③ 教育長の臨時代理による事務処理について（指導室）

④ 教育長の臨時代理による事務処理について（指導室）

⑤ 令和2年度教育管理職の異動について（指導室）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第 10 回定例会を開会いたします。

初めに、令和 2 年 4 月 1 日付で教育委員会事務局の幹部職員の人事異動がございましたので、事務局からご報告願います。

教育委員会事務局次長

令和 2 年 4 月 1 日付の教育委員会事務局幹部の人事異動につきましてご報告いたします。

初めに、子ども・教育政策課長の永田純一についてですが、教育委員会事務局学校再編・地域連携担当課長の兼務となります。

子ども・教育政策課長兼学校再編・地域連携担当課長

永田でございます。よろしくお願いいいたします。

教育委員会事務局次長

次に、保育園・幼稚園課長、渡邊健治でございます。

保育園・幼稚園課長

渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

教育委員会事務局次長

次に、学校教育課長、板垣淑子でございます。

学校教育課長

板垣でございます。よろしくお願いいいたします。

教育委員会事務局次長

続いて、子ども特別支援課長に、石濱照子でございます。

子ども特別支援課長

石濱でございます。よろしくお願いいいたします。

教育委員会事務局次長

幹部の人事異動報告は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

入野教育長

よろしくお願いいいたします。

それでは議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

<議席の指定>

入野教育長

初めに、中野区教育委員会委員の議席の指定を行います。

後ほど事務局から報告がありますが、教育長の職務代理者が変更になりましたので、委員の議席が変更になります。委員の議席は中野区教育委員会会議規則第7条の規定により、教育長が指定することになっておりますので、ただいま着席していただいております議席を各委員の議席に指定いたします。

<議決事件>

入野教育長

それでは日程に入ります。

まず議決事件の審査を行います。

議決事件の第23号議案「学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の決定について」を上程いたします。

初めに事務局から提案の説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、学校保健安全法第20条に基づきます臨時休業の決定について説明させていただきます。

まず提案の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、臨時休業を行う必要があるということでございます。

内容でございますが、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の決定。

臨時休業期間でございますが、春季休業の終了日の翌日から5月6日まででございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

東京都の都立学校が全て5月までの休業を決定したということは、皆様も新聞等でご存じの事実かと思っております。

また、一部の報道でありますように、東京都の教育委員会から明確に市区町村に対して

こうなさいという決定的なお話が出ていないことも事実かと思っております。

また、新聞その他等の情報で大変申し訳ないのですけれども、国の方針としては休業をさせていただきたいことの要請については出されていると私たちとしても確認しているところ です。

一部の区では今までどおり、予定どおり実施を行うという区もあるようではありますが、私としては、感染症の専門家ではございませんけれども、医療に携わっている観点から考えると、この感染症につきましては、このまま終わるはずがない。まだこれから徐々に患者数が増えてきて、ある一定の患者数が増えるまではこれは絶対収まるわけがないので、そういった観点から考えますと、どうしても今の時期に関しては慎重になるべきではないかと考えております。

理由は幾つもありますけれども、まず第一に子どもたちの健康、そして生命、安全を第一に考えた上で取り組まなければいけないということで、中野区においても1年生から6年生、また中学1年生から3年生、9年間の人間を考えると、恐らく1万人の生徒がいらっしゃるのではないかと。そして1万人の生徒には単純に考えると、ご両親がいらっしゃったとしたら3万人の人間がそこに関わっている。そして先生その他等のことも考えると、この後に学校関係者の中に誰もかからないで済むということは恐らく確率論的にあり得ないだろう。そうした場合に、その対応について急遽その学校だけで対応するのは難しい状況にありまして、東京都に聞いたとしても、保健所に聞いたとしても恐らくまずはみんな未経験のことなので、明確な指示・判断ができない状況下にあると考えると、中野区としては授業日数その他等の問題、ご家庭の生活の問題もありますが、教育委員会としては、やはり学校を実施するという事は難しいのではないかと。

そして、子どもたちの行き場がないということで、その行き場をどこでどうするかということは今すぐ決定することは難しいとは思っておりますけれども、今後順次そのやり方、安全を確保しながら、どう進めていくかということ、今ここで決定するのではなくて、順次どのように対応していくか、そういうふうに進めていく形にしたいと思っておりますし、かなり慎重に進めていただけたほうがいいのではないかと考えております。

そして、事態事態において、常に状況が変わるということを皆様方、ご家庭にも通知して対応していくというのが望ましいと、これは個人的な意見になりますけれども、そのような形で今回の休業の延長に関しては大賛成です。

以上です。

田中委員

私も、今の東京の状況、あるいは特に23区の状況を見ると、この判断は必須の判断かなと思います。

お聞きしたいのですけれども、今日これでこういった休業が決まった後、例えば新1年生とか在校生にどのような形で通知がいくのか、地域のお母さん方のお話を聞いていると、どうなるのだろうとすごく心配されている方が多いのですけれども、そのところを教えてくださいなと思います。

指導室長

まず新入生の保護者につきましては、各校に郵送にてお送りして、休業のことはまだお知らせしていないのですけれども、入学式は挙行されるということはまずお知らせしているところです。

それから在校生につきましても、昨年度末に出したものにつきましては、6日はとりあえず規模を縮小しても行うとなっておりますので、それが生きている状態でございます。

ただし、まだこういう状況になってご不安なことがあると思いますので、この後学校に通知いたしまして、ホームページ等でそれは公開していく予定でございますし、区のほうも今ホームページの公開を準備しているところでございますので、そういうことでまずは、今日はすぐに公開して、それから6日の段階では保護者向けの正式な通知を各幼児・児童・生徒の家庭向けに配布する予定でございます。

入野教育長

休業中のことにつきましては後の議題でお話をさせていただければと思います。

それではほかに質疑はございませんでしょうか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法で、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第23号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

入野教育長

続いて、協議事項に入ります。

それでは、協議事項の「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」を協議いたします。

初めに事務局からご説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」でございます。

指示する内容でございますが、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づきまして、学校の臨時休業の手續について、教育長の臨時代理による事務処理を指示するというところでございます。

指示する理由でございますが、令和2年4月3日以降の臨時休業の取り扱い等について、時期に応じて適切に判断する必要があるためでございます。

教育長の臨時代理による事務処理を指示する内容でございますが、学校保健安全法第20条に基づきます臨時休業及び臨時休業期間の決定でございます。

今後の予定でございますが、令和2年4月10日教育委員会定例会におきまして、教育長の臨時代理による事務処理結果の報告をする予定でございます。

ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま報告につきまして、ご発言がありましたらお願いをいたします。

渡邊委員

先ほど少し先走って学校での過ごし方ということをお話ししたのですけれども、教育委員会ですから合議体なので、今回この教育委員会という場がなくても、事情に応じて、緊急に応じては教育委員会の委員で連絡をして、何らかの形で、ウェブとかそういう形で決定をする、そういったことも考えていかなければ、1人の判断でなかなかできないケースがこれから多々出てくるのではないかと思います。

世間ではテレワークとか言っていますが、私たちはもう少し簡単な形でも、チャットとか、そういう形でも、クローズな形で話ができる環境もこれからつくっていく必要があるのかなと思っております。

私たちの部門に関しても、健診については1学期中には行わないことになっているという東京都からの連絡は来たようではございますけれども、健診だけでなく尿検査だとか心電図だとか、そして結核検診は問診票とか、そういったものはどうするのだとか、細かいことを言っ

てしまったら、調整をしなければいけないことが多々多々、当然大きなことと言ったら給食とかという話もありますし、授業という話もありますけれども、本当に小さなところまで調整をせざるを得ないこの状況下においては、教育長に判断していただける範疇については全てこういった形で判断していただくということが。この分掌だけではなくて、決定をしていただけたところをもう少し広げてもいいのではないかと、私は思っているのですけれども、この議題に関しては何ら疑問もないし、ぜひやっていただきたい。

あともう一つは、合議体である以上、皆さんのご意見を聞ける場を、健康とか安全に関わることなので、そういったところも必要かと考えております。議案自体には不満はありません。先ほどから意見ばかりで申し訳ないのですけれども、ご検討よろしく願いいたします。

田中委員

こういった状況で、日々状況も変化しているので、大変難しい判断をお願いすることになると思いますけれども、スピード感が大事だと思うので、よろしく願いしたいと思います。

入野教育長

今後ご意見のことについては、また議論する機会がいずれ出てくるかと思っておりますけれども、ほかにご質疑がなければ、質疑を終了いたします。

それでは、学校の臨時休業に係る「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」に関する協議を終了いたします。ありがとうございました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

続いて、教育長及び委員活動報告を行います。

事務局から一括してご報告願います。

子ども・教育政策課長

4月1日、区立小中学校校長等辞令伝達式が行われまして、入野教育長が出席されました。以上でございます。

入野教育長

各委員から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、私のほうから、ご報告申し上げます。

まず3月31日、校長・副校長の退職辞令の伝達式を行いました。都教委からの退職辞令

と感謝状の贈呈式を併せて行いました。今年は小中合わせて校長3名、副校長3名が定年退職を迎えましたので、これまでのご尽力に感謝を申し上げて、ご挨拶をさせていただきました。この時期ですので、マスク着用で全て縮小して行いました。

さらに4月1日、校長辞令伝達式、園長辞令交付式を行いました。今年は園長2名、小学校校長6名、中学校校長4名でございます。後ほど室長から異動の中で話があると思いますが、うち小学校の校長は転任1名、中学校の校長は転任3名ということで、新たに中野区にいらした校長先生方もいらっしゃいます。

その同日に、副校長の辞令伝達式も行いました。小学校6名、中学校5名の副校長が異動ということでございます。小学校につきましては昇任の副校長が1名、転入が1名、中学校は転入が1名ということで、こちらも中野区の地域性をしっかりご理解いただき、今の状況で適宜適切な対応を校長先生、副校長先生にお願いするということで、ご挨拶を申し上げたところでございます。

私からは以上でございます。

ほかにごございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言がございませんので、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告事項>

入野教育長

続きまして、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「中野区教育委員会教育長職務代理者の指名について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、令和2年4月1日付で中野区教育委員会教育長職務代理者を指名いたしましたので、ご報告いたします。

中野区教育委員会教育長職務代理者、第一順位に田中委員を、第二順位に小林委員を指名いたしました。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ご報告のとおり、田中委員、小林委員にお願いをいたすこととなります。よろしいでしょうか。本報告は終了いたします。

次に事務局報告の2番目「新年度における中野区立学校・幼稚園の臨時休業について」

の報告をお願いいたします。

指導室長

先ほどご審議いただきました新年度におけます中野区立学校・幼稚園の臨時休業について補足説明をさせていただきます。

まず、臨時休業の時期でございますが、先ほどもお話にありましたとおり、4月6日、来週の月曜日から連休明けの5月6日までとさせていただきます。このとおり行われた場合は、学校の再開は5月7日の連休明けということになります。

臨時休業中の対応でございますが、始業式は4月6日に規模を縮小して実施いたします。ここでは、特に小学校の場合はその後に入學式がございますので、在校生につきましては朝、諸連絡をしたらすぐに下校ということになります。この際に先ほどご質問がありました保護者向け通知等は配布したいと思っております。

出欠等につきましては、この期間全部臨時休業期間となりますので、たとえ来なくても授業日数にはなりませんので、欠席にはなりません。ということで、ご家庭のお考えやご都合によって欠席された場合は、個別対応ということにさせていただければと思います。

その他のところがございますけれども、令和小学校はこの日が開校宣言の日となりますので、朝、教育長に令和小学校にお出向きいただきまして、開校宣言と校旗の授与だけ簡単に行って戻るといった形をとりたいと思っております。

小学校ですけれども、今申し上げたとおり、中学校は7日が入学式に当たるために、この6日は比較的時間がとれるのですが、小学校につきましては入学式がある関係ですぐに帰らなければならないということで、7日にも短時間なのですけれども、さまざまな事務連絡をする時間を設けてございます。そのときには時差登校ということで対応させていただければと思います。

(2)の入学式・入園式につきましても、今申し上げましたが、規模を縮小して実施させていただきます。

日時は資料に記載のとおりでございます。

出席は、入学児童・生徒そして入園児。そしてその家族、各家庭2名までとさせていただきます。卒業式同様、来賓等は参列しない形で行わせていただきます。

マスクの着用、検温、その他の配慮は十分行った上で参加していただくように今、お願いしているところでございます。

さらに、今度は4月8日以降ということになりますが、一般的には休業期間ですから学

校に全く来なくてもそれは全然構わないことをごさいますけれども、希望者を対象にして学年別の時差登校による補充学習教室を実施します。それぞれ学年で多少違うのですけれども、週2～3日ぐらいで、1回2時間程度で実施する予定です。

ここに関しましても同じように検温とか、そういうことをして熱がないことを確認した上で参加するという形ですが、実は学童保育に通っている子ども等が、子どもの居場所等に非常に苦慮しているところをごさいます、そういうところに対応する、例えば午後の学童保育につなげるまでに子どもを分散させて待機させるとか、そういう意味も含めての措置をごさいます。

今申し上げたとおり、お昼をまたいでということが学童保育対象者以外はありませんので、午前または午後指定された時間のみ登校ということで対応させていただければと思います。

その他なのですけれども、幼稚園については預かり保育を実施いたします。ただ現状といたしましては、今はほとんど利用がないような状況だと聞いております。

小学校につきましては、今申し上げた学童保育は実施してまいります。さまざまな学校ごとの都合がありますので、詳細については別途通知させていただきます。

それから遊び場開放も、これも今までの踏襲をごさいます、月曜日から土曜日、14時から17時まで行い、中学校におきましても、学校の管理の下、各日2時間程度開放とさせていただきます。

あと、米印のところをごさいますけれども、個別対応は3月同様、事情のある家庭につきましては適宜行ってまいりたいと思っております。

今後の見通しですが、夏季休業日前の行事、例えば宿泊行事ですとか、運動会、体育祭につきましては全て夏季休業後に計画を変更していただいております。今ほとんどの学校には着手していただいて、対応していただいているところをごさいます。

それから、これは終息したらということになりますが、授業時間が相当数この関係でなくなってしまうので、今後の感染状況、それからいろいろな状況いかによってなのですけれども、場合によっては夏季休業期間を再検討することが必要になるかなと考えております。

一番下なのですけれども、先ほど臨時代理による事務処理についてご協議いただいたところをごさいます、例えば任意の希望者による補充学習教室は、一部やるとは申しあげましても、今後、感染拡大により非常に難しい状況になることも予想されます。そのとき

には速やかに対応して、全て休止するなどの措置をとる場合もございますので、それは学校にも通知する予定です。

私からの報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いをいたします。

渡邊委員

この資料の中にマスク着用という言葉を出していますが、学校生活で10人以上集まるな、2メートル離れろ、マスクをしろ、どれをとっても、文書に書くのは簡単ですけども、実際にやるのが難しいことについて文書にするのはどうなのかなという気がして。

今回の文書であれば、例えばマスクをしろとしたら、マスクを私たちとしては手配せざるを得ないけれども、実際ないと。私たちの医療の現場ではPPEという「Personal Protective Equipment」という、ああいったものがなかったら検査は行えないということで、それはできないという判断になるのです。

そうしたら学校の設置者である区としては、自分たちがマスクを持っていないのだったら東京都に本当に正式に要望を出したのかと。私はそこが非常に気になっているのですけれども、教育委員会としても明日にでも区長宛てにマスクの備品の要求をしたいと思いますし、それを要求したら当然ご返事をいただかないと。できないのだったらできないと。いつまでに何枚ぐらい用意できると思うとか、返事をいただかないと。この辺はしっかりしないと、給食とかも教育委員会としてできないことはできないになってしまいますので、マスクをして再開となったら、マスクがないと再開できませんので。

ですから、マスク着用という言葉が書いてあるのですけれども、これは恐らく現実的ではなくなってくると、私たちの最大限の防御としては体温測定を徹底するということになるのではないかと。教員がチェックをして、発熱者を学校内に入れないという。本当に体温を測ってきたのかとか、頭が痛くなかったら大丈夫と言って登校してしまうとか、どこかに抜け道が出てきてしまうので、そういった徹底をどこでするかということは検討されたほうがいいと思います。

マスク着用と言っているけれども、できないことをできるみたいに書かれてしまうと、私としては。文書としては、文句はないのですけれども、できないことをやれというのはどうなのかなと思います。

ですから、このマスク着用に関しては努力義務の形で申し上げないといけないし、可能な限りマスクをしてくださいと。ご家庭からも、マスク着用と言われると必ず同じ答えが返ってくるのかなと思っていますので、そのあたり、もう少し文書も慎重になってもらいたいと思います。

マスク着用ができない場合の対応というのがないと、多分何もできなくなってしまう。だからそのあたり少しもう一度、感染症に特化しているわけではないですけども、医師会とか歯科医師会だとか薬剤師会、医療業界の団体に援助とか助言を求めるようなこともしているのかなと。もう保健所だけで対応し切れない状況になっているのかなとっております。

現に、1人感染者がポツと出ると、その濃厚接触者は40~50人出てしまうみたいで学校で1人出ると、それはやはりかなり苦しくなりますので、気をつけたほうがという感じがします。

教育委員会事務局次長

今の渡邊委員の、マスクの状況について、現況をご報告しますと、東京都で全児童・生徒分について布製のマスクを1人1枚という形で配るということになってございます。基本的に区立の小中学校で既に配布が終わっているという状況ではないですけども、これから配られるという状況になっています。

それと、区のほうでも、布製ではないですけども、マスクの確保については鋭意努めている状況でございまして、先日、小中学校各校60枚、これは基本的には入学式や登校日に忘れてきた子用という形で配らせていただいております。

また、全庁挙げてマスクの確保についていろいろ努めておりますので、これからも定期的にマスクの供給については、高齢者施設もありますし、障害者施設もございまして。それからこうした子ども施設もございまして、優先順位を決めながら適宜配布していくという状況で取り組んでいるところでございます。

それからもう1点、都に対する要望につきましては、都知事に対して各区長から要望事項をまとめて東京都に出すということで、マスクの配布の件につきましてもそれに含めて要望事項に入れさせていただいております。

田中委員

この学年別補充学習教室、ぜひ進めていただきたいと思うところですけども、これは今までやってきて、希望者というのは大体どれぐらい、ざっくりした数字でいいのですけ

れども、教えていただけますか。

指導室長

3月のときにも同様のものを行っておりましたが、その時点では小中合わせて、これは学校によってもかなり差があるところがございますが、全体では大体7割を超えるぐらい参加しているということでございます。中学校で多い学校なんかはほとんど、このコロナウイルスの感染予防の理由で休んだ人は別として、休んだ人はほとんどいないという学校も中学校ではございました。そのような状況でございます。

田中委員

そういう数字を見てもニーズが高いことだと思うので、ただ一方で今渡邊委員が言われたように人数が多ければそれだけリスクも高まるという部分もあるので、ぜひ対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、地域で聞いていると行きたくないというか、お母さん方があまり行かせたくないと言って家にいて、家に子どもが何人もいらっしゃる結構家の中でいろいろ大変になっているとかという話も聞きますので、参加されない家庭への支援も併せてよろしくお願ひできればと思います。

指導室長

3月のときもそうだったのですが、学校に来ない子どもに関しては、必ず家庭連絡、家庭訪問等を行うように指示してございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。

それでは私のほうから。3月、数校で休業中の状況を見てまいりましたら、玄関のところで、子どもたちはみんな健康チェック表というのを持ってくるのですけれども、中学においてもそのチェック表を持ってきて、さらにそこでチェック漏れとか、ちょっと心配な子は玄関の段階で養護教諭等が再度検温させるなどの措置をとっているようでございます。ただ、なかなか昔の形の検温計が多いものですから、非接触型のというのは学校には今のところない形にはなっております。

都・国の依頼と動向を受けまして臨時休業をお願いしたところでございますけれども、この間、教育委員会それから学校に、保護者や地域のご心配ですとかご意見ですとかいただいております。さらには関係部署等からも一人一人の子どもたちの生活等に対する心配ですとか、学校からも子どもたちの心の負担ですとか、いろいろな状況がありまして、さ

らに新学期ということで、学校、幼稚園の状況を見ますと、実は新入園児、新1年生というものは、入学手続も含めて何も実態把握ができていないような状況もございます。

今後、管理職、新担任にとっては休業中の対応を行っていくためにも、まだ一面識もないという状況は避けたいと思ひまして、先行き予測が立たないことで延期も難しいということ、さまざまなことを総合して判断をしまして、保護者の方にもお子様の状況に応じた判断がしやすいようにということで、休業中の登校日という形で、入学式や始業式を設定していただきたいというのが事務局の考えでございました。

今後は委員からもご指摘がありましたように、適時適切に迅速にいろいろ対応してまいりたいと思ひますけれども、今後につきましても子どもたちの負担、それから一人一人の状況をしっかりと捉えることを学校とともに行っていきたいと思ひます。

もちろんよく言われております三つの密についてもできる限り学校で配慮するようということで助言もしてございますので、そのような形で行っていければと考えているところでございます。

それではただいまの報告につきまして質問等ご発言がございましたらお願いいたします。

付け加えまして、今日ご欠席の委員からも、それぞれ立場から情報提供をいただいております。大学の状況も併せてなのですけれども、ご意見もいただいております。今お話しのような状況の変化に迅速に適切適時に対応できる準備をしっかりと整えることとともに、学校現場における新型コロナウイルスについての知識とか、対応面の確認を学校の先生方一人一人ができる方法を考えてもらえないとか、これから起こってはいけない差別等の防止ですとかについてはご意見をいただいているところでございますので、つけ加えさせていただきます。

渡邊委員

今、ICT機器を用いた授業の展開とタブレットとかという話も世間では出ているのですけれども、中野区ではそれについての対応とかというのは、検討はあるのでしょうか。

指導室長

中野区独自につくっていることは今ないのですけれども、実は今東京都教育委員会、それから文部科学省、経済産業省、NHK等で、臨時休業中のコンテンツを無料で公開していることがございまして、そのコンテンツのアドレス等を書いたものを学校に配って、今、学校のホームページに掲載させていただいているところでございます。

非常に細かく、学年別、教科別に全部学習ができることになっておりますので、それを

今進めているところでございます。

教育委員会事務局次長

今の指導室長のお答えに補足して説明すると、今現在は家庭の中でタブレットを使って自由に勉強を進めると、それを使って授業をするという状況にはなっておりませんが、将来的に、今年度情報化推進計画という計画も策定する予定でございまして、併せて国のGIGAスクール構想に沿った形で、いろいろシステムを構築し、タブレットも1人1台という形でそろえていきたいと考えております。

そういった環境が整って、タブレットを家に帰って、そうしたウェブなどにアクセスできる環境もいろいろ整えていけば、委員ご指摘のような、家でそれなりに、在宅でできる環境というのも、近い将来可能になるかなと考えてはおります。

渡邊委員

私たちの世界だと単位を取得するために、eラーニングという形で、在宅で勉強して、その単位を付与してもらうという形があるわけですがけれども、学校がこうなると授業日数が足りない。そうしたらeラーニングのようなそういうもので、さっき言ったタブレットを使って授業をするというのではなくて、それを授業の単位というか、修得の、これに関して全部のページを見ていただいて、問題を解いていただいたら修得するような、そういった動きみたいなものというのは、今はあるのですか。

指導室長

3月の段階では、各校が課題を出しまして、これを必ずやっておくようにということで、出題しているところでございます。学校によってはそれをホームページに載せて、何の教科は何ページから何ページまでドリルをやりなさいということを指示してやっています。

ただ、それをきちんと指導して赤ペンを入れて返したかとか、そういうことになると、なかなか授業日数が、その後も学校が再開していないことで、どこまでそこをリカバーできているかというのは確証がないのですけれども、学校はそれぞれのところで、今回もそうなのですが、課題を出して、教科ごとに課題を与えているところでございます。

入野教育長

基本的にまだeラーニングの制度は導入できていないということですよ。

それではよろしいでしょうか。

本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の3番目「教育長の臨時代理による事務処理について」の報告をお願い

いたします。

指導室長

令和2年3月27日の教育委員会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、臨時代理による事務処理を行いましたため、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき報告をさせていただきます。

この件は、いわゆる都費の小中学校の教員の勤務時間の上限を規定するものでございます。

指示により改正した規則につきましては、中野区立学校の管理運営に関する規則でございます。

経過につきましては、先ほど申し上げた27日まさに当日に、東京都議会において、関係の条例が可決されましたので、それを受けて31日にその関係の条例が都から公布され、その同日に教育長の臨時代理による一部改正が決定されまして、同日にその規則を公布したということでございます。

改正内容につきましては、先ほども簡潔に申し上げましたが、都費の負担教員、いわゆる小中学校の非正規教員等でございますが、業務量の適切な管理等についての規定でございます。

前回もお話ししましたとおり、そちらの資料にもございますとおり、1カ月当たり、いわゆる残業時間等の時間、正規の勤務時間を上回った正規の勤務時間以外の時間が1カ月について45時間まで。それから1年間では360時間までという規定でございます。ただし、繁忙月等につきましてはそれに代わる、ある月においては100時間未満にしないとか、年間では720時間以内にするとか、そういうことについて規定させていただいたところでございます。

さらに、この規則につきましては4月1日から施行させていただいているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ご意見がございませんので、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の4番目「教育長の臨時代理による事務処理について」の報告をお願いいたします。

指導室長

こちらも前回令和2年3月27日に本教育委員会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件でございます。

案件につきましては、中野区の区立幼稚園の教育職員及び中野区立小中学校の教育職員、これはいわゆる任期付短時間勤務教員のことでございます。の給与に関する条例施行規則の一部改正の手續についてでございます。

経過につきましては、3月31日に本件に関する労働基準法の一部を改正する法律が公布されたため、その日のうちに特別区人事委員会の承認を受け、教育長の臨時代理による一部改正規則の決定及び公布が行われたということでございます。

改正が行われた規則につきましては、資料にございますとおりに、まずは幼稚園と任期付短時間勤務教員について、職員別の給与簿の保存期間を3年から5年に改めた上、経過措置期間として「当分の間」保存期間を3年とするものでございます。これにつきましては、4月1日から施行されているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

ご発言がございませんので、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の5番目「令和2年度教育管理職の異動について」の報告をお願いいたします。

指導室長

先ほど教育長からも少しご説明がございましたけれども、令和2年4月1日付の管理職、いわゆる校長、副校長、幼稚園の園長の異動についてご報告させていただきます。

詳しくは今ご提示しております資料を見ていただければと思いますが、中野区全体で、今年度、この4月1日では、小学校では校長が8名の異動、区内の転任が5名、うち1校は令和小学校に関わる転任でございます。それからそのうち1名は再任用でございます。区外からの転任は1名、再任用は全体で3名ということになっています。

中学校の校長の異動は8名でございまして、区外からの転任が1名、この1名は港区教

育委員会の教育指導課長よりの転任でございます。それから区外からの副校長からの昇任が2名。再任用は全体で5名でございます。

それから幼稚園の園長の転任が2名。これはかみさぎ幼稚園とひがしなかの幼稚園の園長が事実上交代したということになります。

副校長に関しましては小学校では6名。区内転任が4名、うち1名は令和小学校の統合新校に関わるものでございます。区内昇任が1名。区外転任が1名。

中学校は全体で5名。区内転任が2名。区外からの転任が1名。再任用は全体で2名でございます。

幼稚園の副園長の異動はございません。

私からの報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

本報告は終了いたします。

先ほど私の活動報告で漏れておりましたが、4月1日に、新規採用教員の辞令がございまして、4月1日付の新規採用教員は48名ということでございました。頑張ってもらいたいと思います。

それでは最後に事務局から、次回開催について報告を願います。

子ども・教育政策課長

次回開催につきましては、4月10日金曜日10時から当教育委員会室にて予定してございます。

入野教育長

最後に、新型コロナウイルス感染予防の対策としまして、またお願いを申し上げます。

国や都におきましても三つの密ということで、より接触が濃厚になる場所は避けること、不要不急な外出を避けるなどの要請が出されていることから、教育委員会におきましても、教育委員会室の換気や会議に参加する事務局職員を極力減らすなどの取組を行っているところでございます。

今後の教育委員会の傍聴につきましても、感染予防の観点から、傍聴をお控えいただくなど、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

以上で本日の日程を終了いたします。

これもちまして、教育委員会第10回定例会を閉じます。
ありがとうございました。

午前10時50分閉会